

令和3年8月31日

一般社団法人香川県トラック協会
会長 楠木 寿嗣 様

香川県知事 浜田 恵造

催物（イベント等）の開催にあたっての留意事項について

先日、8月19日に開催しました第69回の本部会議において、まん延防止等重点措置の実施によって、本県全域におけるイベント開催の人数上限が5,000人以下となること等に伴い、「催物（イベント等）の開催に係る留意事項」について、所要の改正を行ったところですが、今般の8月27日付けの国の事務連絡を踏まえて、8月30日に開催しました第72回の本部会議において、**資料1**のとおり、その取扱い期限を「当面8月末」から「当面10月末」まで延長することといたしました。なお、その他の内容についての変更はありません

つきましては、貴職におかれまして、引き続き、催物（イベント等）の開催の検討にあたっては、**資料1**にご留意いただきますようご協力をお願いいたします。

事務連絡
令和3年8月27日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

今後の催物の開催制限等の取扱いについて

催物の開催制限等の取扱いについては、令和3年8月25日付け事務連絡等において、緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置終了後等の取扱いについては、今後検討の上、別途通知することとされている。

今般、催物の開催制限等については、10月末までは現在の開催制限等を維持するので、引き続き、その取扱いに留意されたい。感染状況に応じたイベント開催制限等の概要は別紙1、緊急事態措置の概要は別紙2、イベント開催時の必要な感染防止策は別紙3のとおり。

なお、11月以降の取扱いについては、感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、今後検討の上、別途通知する。また、今後の感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、その取扱いに変更があり得ることにも留意されたい。

※別紙1~3 略